

第1回 令和6年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月2日（金曜日） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分
- 2 場 所 鴨川市文化体育館 2階 会議室
- 3 委 員 16名（出席11名、欠席5名）
- 4 事務局 鴨川市教育委員会 学校教育課

【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の自己紹介及び欠席者の紹介。

事務局 それでは、ただいまより、第1回令和6年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開催します。始めに、安房地区教育委員会連絡協議会会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 改めまして、こんにちは。台風が接近する中、お足元の悪い中、また、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より様々な形で力強いお力添えをいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今日は教科書採択ということですが、これにつきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、ある一定の地区で同一の教科用図書を選定、採択することが定められております。

本日欠席の方もおいでですが、4つの市町の代表の方16名の方にお集まりをいただきまして組織作り、そして来月7月11日に行われます選定・採択に向けての協議をする予定となっております。

大変ではございますが、慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げます。

事務局 この後の会の進行については、採択地区協議会会長が議長として会を進行するところですが、会長がまだ決まっておりません。そこで、仮議長として安房地区教育委員会連絡協議会会長に進行を依頼したいと思います。よろしいでしょうか。

多数 お願いします。

事務局 ありがとうございます。それでは、会長お願いいたします。

会長 では、仮議長として進行いたします。着座で進行させていただきます。始めに、協議（１）令和６年度使用教科用図書安房採択地区協議会（仮称）の設立について、事務局から説明をお願いします。

事務局 設立にあたり、始めに教科書制度の説明をします。

それでは、２ページの資料１「１.教科書とは」（２）「教科書の種類と使用義務」をご覧ください。学校教育法第３４条の定めにより、全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書が無いなどの特別な場合には、教科書以外の一般図書を教科書として使用することが出来ます。

３ページの「２.教科書が使用されるまで」をご覧ください。教科書が使用されるまでには、（１）教科書発行者による著作・編集、（２）文部科学大臣による検定、（３）その学校を設置する教育委員会による採択、採択とは、検定を受けた例えば、算数の教科書数種類の中から１種類に決めるということです。そして（４）発行（製造・供給）及び使用という流れになっています。

５ページ表１の「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。全体として、４年に一度採択を行い、採択された教科書を４年間使用するという事になっています。令和５年度を縦に見ますと、小学校の三角は、今年度採択が行われるということになり、中学校の二重丸は、今年度は検定が行われるということになります。

７ページ「教科書採択の方法」の（２）採択の方法をご覧ください。採択の方法についてです。市町村立小中学校で使用する教科書採択の権限

は、その学校を設置する教育委員会にあります。安房地区は、各市町が単独で採択はせず、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から構成される共同採択地区となります。共同採択地区では、採択地区協議会を設置し、協議の結果に基づいて種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。

以上のことから、安房地区として新たに採択する教科書について協議、選定することを目的として、安房採択地区協議会の設立についてご協議をお願いいたします。

会長 それでは、教科用図書安房採択地区協議会の設立について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

無いようですので、設立、名称共に承認といたします。仮称を消してください。

次に、（２）令和６年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、20 ページからの資料 3、規約をご覧ください。規約については、各市町教育委員会会議において、すでに承認されておりますので、概要のみ説明します。

第 1 章、第 1 条の目的ですが、今年度は令和 6 年度の使用に係る教科用図書を採択するための協議を行うために設置されます。関係通知は資料に載せてあります。後ほどご覧ください。

第 2 章、第 4 条（組織）と第 5 条（委員）ですが、各市町教育委員会より選任され、22 ページの名簿の 16 名の皆様が委員となります。

第 3 章、第 6 条（会長及び会長の職務）ですが、会長は委員の互選により選出されます。この後、選出を行います。

第 7 条（協議会の会議及び教科用図書の選定方法）ですが、会議は委員の過半数の出席がなければ開会できません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

第 8 条（協議会の事務）ですが、今年度新たに採択する小学校用教科書と特別支援学級で使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査

委員会の設置に関する事務を行います。

第4章、第9条（専門調査員）では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査委員長は、調査員の互選により選出します。また、その結果について資料を作成し、本協議会に報告します。この後、午後3時より1階の会場で、第1回の専門調査員会議が開催されます。

第5章、第10条の事務局は、今年度は鴨川市教育委員会内となります。

第6章、第12条（情報の公開）では、協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とし、協議会の議事録及び第9条第6項に規定する資料については、教科用図書を採択した後、事務局において公表することとなっております。

以上が、規約の中心となる部分です。

会長 ただいま説明がありました、協議会規約について、何かご質問はありますでしょうか。

委員A 少し補足のようなお話になりますけれども、ただいまの説明の中の第6章情報公開、第12条に関しまして、この項目ですけれども、「協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とする。また、協議会の議事録及び第9条第6項に規定する資料については、教科用図書を採択した後、事務局において公表するものとする。」

採択までは、一切の情報は外に出しません。そして、委員の皆様の個人情報も外に出さないということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

多数 異議なし。

委員A それから、議事録等も後々公開することにはなりますけれども、匿名という形で出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

多数 異議なし。

委員A 以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの補足も含めて、質問ございませんでしょうか。

 無いようでしたら、次に進ませていただきます。

 この規約に従って、以後事務を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

 続きまして、(3) 役員の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料 22 ページの組織表をご覧ください。先ほど申しあげましたとおり、各市町教育委員会会議において承認されております。

 さて、会長についてですが、規約第 6 条により、委員の互選により選出することとなっております。ご協議をお願いします。

会長 委員の互選ということですので、どなたかご推薦をお願いします。

委員 B お手数だと思いますが、安房地区教育委員会連絡協議会会長でもあります委員にこのまま引き続き会長をお願いできればと思うのですが、よろしくをお願いします。

会長 他に皆様、推薦はございますでしょうか。

採択委員 ありません。

会長 それでは、教科用図書安房採択地区協議会の会長を引き続き、引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

 続きまして、職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。

事務局 規約第 6 条の 4 に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしくお願いいたします。

議長

会長の指名ということですので、職務代理者は、A委員にお願いいたします。また、本会議は規約第7条により、議長は会長が行うということから、ここからは仮議長ではなく、議長として、引き続き私が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

規約に則り、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認します。

書記、並びに議事録署名人ですが、書記を鴨川市教育委員会Cさん、議事録の署名人については、D委員、E委員にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

では、協議を続けます。(4) 令和6年度使用教科用図書選定手続きについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

23 ページの資料5をご覧ください。

まず、今年度、令和5年度に採択する教科用図書は、令和6年度に使用する小学校用教科書と、特別支援学級における教科用図書、いわゆる附則9条本を新たに採択することとなっています。

(1) 採択に係る通知を抜粋して載せてあります。その中で、①「令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」3(1)①に、今年度、学習者用デジタル教科書の考慮について、「教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。」ということです。

一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書と併せて提供する予定であり、小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる、ということが新たに通知されました。専門調査委員には見本本のインターネットでの閲覧についてお伝えし、調査の考慮の一つとして入れられるようにします。

また、協議会委員の皆様にも選定の参考にさせていただくため、別紙にて、「閲覧について」を配付させていただきました。お手元にあります、別に綴じてあるものが、別紙になります。こちらの別紙は、教育委員、選定委員、英語の調査員等の採択に直接関与する者のみ配付可能なものとなっております。一番最後のページ、留意点をよくお読みいただき、閲覧につい

ても、また、この別紙の扱いについても、十分気をつけていただきますよう、よろしく願いいたします。

23 ページの、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」をご覧ください。

教科書採択にあたっては、公正確保の徹底が求められています。そこで、各委員、専門調査員それぞれ、利害関係がない、という誓約書をいただいております。

続いて 24 ページの 2（1）では教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること、とあります。

このことから、採択期間である 8 月 31 日までは、採択事務について知り得た内容については守秘義務が課されます。本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の扱いには十分ご注意ください。

一方、教科書採択に関する信頼を確保する視点として、各市町教育委員会の採択後、速やかに事務を進め、9 月 1 日頃までに、本協議会の議事録及び、専門調査員会における調査報告資料について、HP にて公表します。公表には、事務局が対応します。

ここまでの説明の詳しい通知については、資料に詳しく載っております。

ここままでいかがでしょうか。

議長

ただいまの説明について、何かご質問はございますでしょうか。

では、続けて（6）専門調査員の委嘱について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

令和 6 年度使用教科用図書を選定については、規約第 9 条の 3 項、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱することとなっております。

すでに関係市町に推薦をいただいております、43 ページ、44 ページに専門調査員の名簿があります。推薦をいただいた専門調査員は適任であると判断し、委嘱したいと思っております。この名簿のとおりでよろしいか、ご協

議をお願いします。

議長

各市町教育委員会の推薦どおり、委嘱したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ご意見が無いものとして、よろしいでしょうか。（採択委員うなずく）
ありがとうございます。では、推薦どおり委嘱したいと思います。
次に、（6）日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局

45 ページの資料8をご覧ください。本日が（2）の協議会にあたります。（1）①②③については、承認いただきましたので、この後に第1回会議となり、会長より委嘱状を交付していただきます。会長と職務代理者の方は参加していただきますが、他の委員の皆様は本会議で終了となります。

その後は、専門調査員が2～3回ほど会議を開き、資料作成を進めていきます。その間、四角囲みにあるように教科書展示会も開かれます。ぜひ、7月11日の前に閲覧をしていただけたらと思います。

また、本日この会場にも1セット後ろの方に用意してありますので、ぜひ、手に取ってご覧ください。

第2回協議会は、7月11日（火）午後1時30分からの開催となります。場所は、天津小湊公民館です。そこでの選定を経て、各市町教育委員会の承認を得て、正式に採択となります。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

無いようでしたら、（7）その他について、事務局ありますでしょうか。

事務局

本採択地区協議会に係る経費については、安房地区教育委員会連絡協議会で負担することになっています。そこで皆様の机の上には旅費及び領収書を用意しました。まだ領収書を提出されていない方は、サインのみで結構ですので、この会議終了後、記入し提出をお願いいたします。

議長

その他皆様の中から、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回令和6年度使用教科用図書安房採

沢地区協議会の一切を終了いたします。ご協力ありがとうございました。